

指定管理業務点検・評価シート（令和6年度業務）

令和7年7月31日

施設名	鳥取県境港水産物地方卸売市場及び境漁港	所在地	鳥取県境港市昭和町9番地7ほか
施設所管課名	農林水産部 境港水産事務所	連絡先	0859-42-3167
指定管理者名	境港水産物市場管理株式会社	指定期間	令和6年4月1日～令和11年3月31日

1 施設の概要

設置目的	水産物の卸売等を行わせるため
設置年月日	昭和37年9月15日開設
施設内容	○敷地面積 91,030㎡ ○施設内容 卸売場、仲卸売場、管理事務所、駐車場、トラックスケールほか
開館時間	午前4時から午後7時まで
休館日	○1月1日から1月4日まで ○8月13日から8月16日まで ○毎週日曜日 ○その他開設者が必要と認めた日

2 指定管理者が行う業務

委託業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○市場施設の利用許可等 ○市場施設の使用料の徴収及び収納 ○市場の施設及び設備の維持管理 ○その他市場の管理に関する業務（開場時間及び休場日の決定・変更、卸売業者からの卸売り予定数量等の報告の受理・掲示、市場内での制限行為の承認及び制限した行為の違反者に対する制止・退去命令等） ○境漁港の維持管理に関する業務 ○境漁港の管理に関する業務（港内の秩序維持のための船等に対する移動命令等） ○その他管理施設の運営に関して必要な業務（利用者の受付及び案内、会議室・付属設備及び備品の貸出等）
---------	---

3 施設の管理体制

	正職員（常勤職員）： 5人、非常勤職員： 6人、臨時職員： 0人 [計 10人]
管理体制	

4 施設の利用状況

水揚量 (t)		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	6年度		22,399	13,394	13,050	3,608	2,619	11,138	8,562	7,494	5,580	11,029	12,608	19,325
5年度		14,330	10,171	10,923	7,265	2,974	10,003	9,960	3,495	4,736	10,239	11,615	15,956	111,667
増減		8,069	3,223	2,127	-3,657	-355	1,135	-1,398	3,999	844	790	993	3,369	19,140

※ t 未満四捨五入のため、合計が合わないことがある。

見学等 受入状況		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	団体数		36	63	38	48	36	49	53	60	34	36	32	50
人数		151	224	769	552	262	630	845	626	329	201	221	451	5,261
うち 社会科 見学	団体数	0	1	1	1	0	9	5	2	1	0	0	0	20
	人数	0	36	47	28	0	345	326	111	41	0	0	0	934

5 収支の状況

区 分		6 年度	5 年度	増 減	
収入	事業収入				
		小 計			
		事業外収入			
	事業外収入	県委託料	224,593,000	210,748,000	13,845,000
	小 計	224,593,000	210,748,000	13,845,000	
計		224,593,000	210,748,000	13,845,000	
支出	人 件 費	34,337,406	28,571,811	5,765,595	
	管理運営費	177,901,337	173,477,623	4,423,714	
	事 業 費				
	計	212,238,743	202,049,434	10,189,309	
収 支 差 額		12,354,257	8,698,566		

6 労働条件等

確認項目	状況			備考	
	正職員	非常勤職員	臨時職員		
雇用契約・ 労使協定	労働条件の書面による提示	労働条件通知書	労働条件通知書	該当なし	※書面の名称を記入
	就業規則の作成状況	作成有、届出済	同左	同上	※常時10人以上の労働者を使用する場合は作成、届出が必要
	労使協定の締結状況	有	同左	同上	※労働基準監督署長への届出が必要な協定の有無
労働時間	所定労働時間	40時間	上限40時間、 下限32時間	同上	※幅がある場合は上限、下限を記入
	時間管理の手法	自己申告、 使用者の現認	同左	同上	※タイムカード、ICカード、自己申告、使用者の現認などの別を記入
	休暇、休日の状況	土、日、祝祭日、 市場休場日	4日勤務2日休暇の ローテーション	同上	※幅がある場合は上限、下限を記入
給与	給与金額	216千円	178千円	同上	※平均月額を記入
	最低賃金との比較	適	適	同上	※適否を記入
	処遇改善計画との比較	135.90%	-10.00%	同上	※達成率を記入
	支払い遅延等の有無	無	無	同上	※有無を記入
安全衛生	一般健康診断の実施	正職員 年1回、非常勤職員（監視員） 年2回			
	産業医の選任	選任の要否：不要	選任状況：なし		※規模の要件あり
	安全管理者の選任	選任の要否：不要	選任状況：なし		※業種・規模の要件あり
	衛生管理者の選任	選任の要否：不要	選任状況：なし		※規模の要件あり
	安全衛生推進者（衛生推進者）の選任	選任の要否：要	選任状況：有		※業種・規模の要件あり

(参考)

- 労働基準監督署長への届出が必要な労使協定の例（労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づくもの）
 - ・労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理する場合（労働基準法第18条）
 - ・1ヶ月単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の2 就業規則に定めた場合には届出不要）
 - ・1年単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の4、第32条の5の2ほか）
 - ・1週間単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の5）
 - ・時間外労働・休日労働（労働基準法第36条 いわゆる「36協定」）
 - ・事業場外労働のみなし労働時間制（労働基準法第38条の2 事業場外労働が法定労働時間内の場合には不要）
 - ・専門業務型裁量労働制（労働基準法第38条の3）

○各種管理者等の業種・規模に係る要件（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づくもの）

種別	業種	規模（常時使用する労働者数）
産業医	全ての業種	50人以上
安全管理者	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	50人以上
衛生管理者	全ての業種	50人～200人（1人選任）
		201人～500人（2人選任）
		501人～1,000人（3人選任）
		1,001人～2,000人（4人選任）
		2,001人～3,000人（5人選任）
		3,001人以上（6人選任）
安全衛生推進者	安全管理者と同じ	10人以上50人未満
衛生推進者	安全管理者の選任を要する業種以外の業種	10人以上50人未満

7 サービスの向上に向けた取組み

区分	取組み内容
施設管理運営面	<ul style="list-style-type: none"> ○業務運営に当たり中立・公平・公正をモットーとし、利用関係者の要望に迅速に対応した。 ○市場整備に伴う工事業者の意向、関係者の要望等調整し、県との連携の中で工事及び関係者の市場利用の円滑化に注力した。 ○小学生の社会科見学、対応に注力した。お魚ガイド及び県と連携し対応した。 ○上屋の消灯、エアコン停止、シャッター・防鳥ネットの閉鎖を徹底した。 ○除雪、凍結対策に注力した。 ○特に内港岸壁において、自転車を含む長期放置疑い車両の早期発見、注意を行った。 ○係船調整につき漁港ワーキンググループでの議題としても上がり関係者の関心も出てきた。特に卸業者や生産者等との情報の入手が改善、向上した。
安全管理面	<ul style="list-style-type: none"> ○台風、強風時の管内状況把握、関係者への注意喚起を行った。 ○降雪時、斜路の融雪放水状況を確認したり、凍結防止剤の散布などを行った。 ○グレーチング不備等について、早期発見、早期改修を行った。 ○路上落下物・飛来物の除去を行った。
環境衛生面	<ul style="list-style-type: none"> ○油漏れ事案に対する洗浄除去を実施すると共に、関係者へ注意喚起を行った。 ○ジヤ装置の補完としてタブレット投入による濃度管理を実施した。 ○ツバメの巣の早目の除去、トンビ等鳥類及び猫の捕獲排除対策を実施した。 ○ゴミ置き場への指定外混入に対し、監視カメラ確認等も行い適切利用を徹底した。
修繕面	<ul style="list-style-type: none"> ○早期発見・早期対応を徹底し、防鳥ネットコマ戻し、配管結合、グレーチング交換等可能な修繕については職員にて対応した。 ○1号・陸送は6年目となり修理の高額化が目につく。経費削減につながる地元業者での修繕を模索した。 ○工事に係る各瑕疵調査に対応した。 ○原因者申告による破損につき調整し修復対応した。原因者不明の場合は監視カメラ・聞き取りで原因者を探索した。

8 利用者意見への対応

利用者意見の把握方法	各種定例会、協議会のほか、日常的な活動の中で関係者との接触がありいろいろな意見を聞いている。生産者とは組合や船長との関係確保を図り直接的に情報入手、協力要請が改善。
------------	--

利用者からの苦情・要望（抜粋）	対応状況（抜粋）
すくい網漁が開始されたため、早朝に7号上屋トイレの鍵を開けてもらいたい。卸業者より	夜間監視員により午前3時巡回時開場することとしました。
砕氷機の氷の粒が粗い。細かくしてほしい。仲買業者より	職員にて砕氷機を微調整しました。
セキュリティゲート入場カードが反応しない。生産者より	センサー部を清掃し、当該カードの使用可を確認し連絡しました。
係船柱の船舶の補機音がうるさい。周辺住民より	陸電を使用頂くよう船舶に紙面にて依頼し、卸業者にも依頼しました。

利用者からの積極的な評価	公平・公正な対応を基本としており、日常活動の中で関係作りがなされているものとする。
--------------	---

9 指定管理者による自己点検

労働関係法令、環境関連法令、建築物の管理に関する法令その他関係法令の遵守状況	<input checked="" type="checkbox"/>
協定書（仕様書）、指定管理者募集（又は審査）要項及びその付属資料並びに指定管理者指定申請書の遵守状況	<input checked="" type="checkbox"/>

〔成果のあった取組み・積極的に取り組んだ事項〕
<ul style="list-style-type: none"> ○関係者との連携に注意対応した。要望・依頼が多数寄せられ、機敏な対応に努めた。 ○陸送、1号上屋は整備後5年が経過し種々の不調事案が発生している中で、案件ごとに地元業者での修理を検討し、修繕費用の削減を図った。 ○関係者との連携の中、原因者から破損事故の報告がよくなされるようになった。オーバースライダー、柱巾木、配管等のリフト衝突が多い。原因者は保険を使うケースが多く保険会社とも連絡を取りながら修復を実施した。 ○漁港運営につき、卸業者の各担当との連携が深まったことにより、出漁、休漁、使用岸壁等の情報が都度入るようになった。

〔現在、苦慮している事項〕〔今後、改善・工夫したい事項・積極的に取り組みたい事項〕
<ul style="list-style-type: none"> ○陸送・1号上屋は整備後5年が経過し様々な不具合が発生する中で、点検委託費や修理費用の増加傾向が顕著である。 ○送水ポンプ室内、送水ポンプ制御盤のインバーター故障の多発については、原因とみられる大気環境の応急的な改善を図ったが、本格的な対応の検討が必要である。 ○長期係留船への対応。逐次情報入手に努めているが見通し不明瞭な状況がある。 ○除雪面積の拡大。8号上屋の整備により範囲がさらに広がる見込みである。

10 施設所管課による業務点検

労働関係法令、環境関連法令、建築物の管理に関する法令その他関係法令の遵守状況	☑
協定書（仕様書）、指定管理者募集（又は審査）要項及びその付属資料並びに指定管理者指定申請書の遵守状況	☑

項 目	評 価	点 検 結 果
[施設設備の維持管理・緊急時の対応等] ○施設設備の保守管理・修繕 ○施設の保安警備、清掃等 ○事故の防止措置、緊急時の対応	3	<ul style="list-style-type: none"> ・市場や漁港の施設設備全体を常に把握し、迅速な修理・修繕を実施している。 ・新市場で導入された設備についても、利用しやすいよう常に施工業者や県とも連携し、善後策を対応協議した。予期せぬ設備の不調にも迅速に対応している。 ・施設の鍵の管理を適切に行い、万が一紛失した場合は県に報告し対応を協議すること。
[施設の利用の許可、利用料の徴収等] ○利用の許可 ○適正管理に必要な利用者への措置命令 ○利用料金の徴収、減免の実施	4	<ul style="list-style-type: none"> ・市場施設及び漁港施設の不適切利用につき、条例等に基づき適正に指導等の対応を行っている。 ・使用料の徴収に関しても、遅滞なく県への払込みをしている。
[その他管理施設の管理に必要な業務] ○利用受付・案内 ○附属設備・備品の貸出し ○利用指導・操作	3	<ul style="list-style-type: none"> ・備品・物品の使用方法を利用者にわかりやすいよう表示する等適切な案内に努めている。
[利用者サービス] ○開館時間、休館日、利用料金等 ○利用者へのサービス提供・向上策 ○施設の利用促進 ○個人情報保護、情報公開 ○利用者意見の把握・対応	4	<ul style="list-style-type: none"> ・高度衛生管理型市場の管理において、関係者と連携しながら、市場利用者からの多数の要望や苦情にも機敏に対応した。即解決しない場合は経緯を説明し、理解を得るようにしており、利用者の立場にたった対応を行っている。
[収入支出の状況]	4	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業務の複数年契約などにより経費削減に努め、余剰金を発生させている。 ・入札時は、業務に履行に支障が生じるような過度な競争とならないよう、最低制限価格の設定を行っている。 ・事務処理要領の規定に基づき見積合わせを行い、見積合わせが適さないものは関係書類にその旨記載すること。
[職員の配置] ○適正な職員配置 ○処遇改善計画の達成状況	4	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の円滑な実施のため、適切に配置されている。 ・処遇改善につき、計画以上に達成している。
[会計事務の状況] ○不適正事案や事故等の有無 ○業務報告書（月次）における内部検査結果 ○利用料金等に係る適正な会計事務 （利用券、利用券管理簿の管理など） ○必要な規程類の整備 （会計規程、協定書等で整備が定められている規程など）	3	<ul style="list-style-type: none"> ・帳簿の整理、使用料徴収事務等も適切に行われている。 ・各種規程が古く、実態と合わなくなっているものもあるため、適宜見直しを行うこと。
[関係法令の遵守状況] ○関係法令に係る行政指導等の有無等 ・労働関係法令 （労働基準、労働安全、障がい者雇用等） ・環境関連法令 （大気、水質、振動、廃棄物等） ・その他の法令 ○県内発注（鳥取県産業振興条例）	3	<ul style="list-style-type: none"> ・労働条件等、関係法律は適切に遵守されている。
[県への報告書類] ○期限までの報告	3	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書類の提出遅延はおおむね改善されている。 ・再委託実績につき、選定方法等の記載が省略されているため記載すること。
[県の施策への協力] ○障がい者就労施設への発注	3	<ul style="list-style-type: none"> ・発注実績あり。
総 括	3.4	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者との信頼関係構築に注力しながら、多種多様な意見・要望に機動的に対応しており、その取組みが、原因者からの破損事故の報告や、係船調整の円滑化など一定の成果につながっている。 ・市場整備のための工事が継続中であって、これまでの経験を十分発揮し、円滑な運用に努めている。

- 《評価指標》 5：協定書の内容について高レベルで実施されており、また、計画・目標を上回る実績があり、
4：協定書の内容以上の適切な管理が行われており、計画・目標を上回る実績があった。
3：おおむね協定書の内容どおり適切な管理が行われており、計画・目標に近い実績を達成している。
2：協定書の内容に対して不適切な事項が認められ、また、計画・目標を達成していない。
1：協定書の内容に対して重大な違反事項が認められる、指摘済みの不適切事項が放置されている、
※総括欄は、各項目の平均の小数点以下第2位を四捨五入した数値を基本に、総合的に評価する。